

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例をここに交付する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 2 号

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

川崎市老人いこいの家条例（昭和４７年川崎市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市中丸子老人いこいの家の項中「川崎市中原区中丸子３７８番地４」を「川崎市中原区中丸子３８２番地８」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。